町田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の分限に関する条例(昭和33年10月町田市条例第44号)の一部を 次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

# (休職及び降給の事由)

- 第2条 任命権者は、職員が次の各号の<u>いずれ</u> <u>か</u>に該当する場合においては、その意に反し これを休職することができる。
- (1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設(外国のこれらの施設も含む。) において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 政府<u>又は</u>これに準ずる公共的機関(外国のこれらの機関も含む。)の委嘱<u>又は</u>招きにより、その職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合
- 2 任命権者は、職員の勤務実績が不良なこと が明らかな場合においては、その意に反しこ れを降給することができる。

(降任、免職、休職及び降給の基準及び手続)

- 第3条 法第28条第1項第1号の規定に該当する者として、職員を<u>降任し、若しくは</u>免職することができる場合<u>又は前条第2項の規定により職員を</u>降給することができる場合は、 勤務実績の良否を評定するに足ると認められる客観的事実に<u>基づき</u>、勤務実績が不良なことが明らかな場合とする。
- 2 法第28条第1項第2号の規定に該当する 者として、職員を降任し、若しくは免職する 場合又は同条第2項第1号の規定に該当する 者として職員を休職する場合においては、指 定医師をして、あらかじめ診断を行わせなけ

(休職の事由)

- 第2条 任命権者は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反しこれを休職することができる。
- (1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設(外国のこれらの施設も含む。) において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究<u>また</u>は指導に従事する場合
- (2) 政府<u>または</u>これに準ずる公共的機関(外国のこれらの機関も含む。)の委嘱<u>または</u>招きにより、その職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合

(降任、免職及び休職の手続)

- 第3条 任命権者は、法第28条第1項第1号 <u>または同条同項第3号</u>の規定に該当する<u>もの</u> として、職員を<u>降任または</u>免職することがで きる場合は、勤務実績の良否<u>またはその職に</u> <u>必要な適格性の有無</u>を評定するに足ると認め られる客観的事実に<u>基き</u>、勤務実績が不良な こと<u>またはその職に必要な適格性を欠くこと</u> が明らかな場合とする。
- 2 法第28条第1項第2号の規定に該当する 者として、職員を降任し<u>若しくは</u>免職する場 合<u>または、</u>同条第2項第1号の規定に該当す る<u>もの</u>として職員を休職する場合において は、指定医師をして、あらかじめ診断を行な

ればならない。

- 3 法第28条第1項第3号の規定に該当する者として職員を<u>降任し、又は</u>免職することができる場合は、<u>その職に必要な適格性の有無を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くことが明らかな場合又は</u>その職員が現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合とする。
- 4 職員の意に反する降任<u>、免職、休職又は降</u> <u>給</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職 員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

## 第4条 略

- 2 前項の場合において、休職の処分を受けた 職員が次条第2項に規定する復職の日から起 算して1年以内に再び当該休職の処分の事由 とされた疾病と同一の疾病により休職の処分 を受けるときのその者の休職期間は、当該復 職前の休職期間を通算して3年を超えない範 囲内において休養を要する程度に応じ、個々 の場合について、任命権者が定める。この場 合において、当該復職前の休職期間が更新さ れている場合にあっては、更新前の休職の開 始の日(更新が2回以上されているときは、 最初の更新前の休職の開始の日) から休職期 間を通算するものとし、通算した期間が3年 に満たない場合においては、休職期間を通算 して3年を超えない範囲内において、これを 更新することができる。
- 3 非常勤職員(法<u>第22条の4第1項</u>に規定 する短時間勤務の職を占める職員を除く。) について第1項及び前項の規定を適用する場 合にあっては、これらの項中「3年を」とあ るのは「1年を」と、「3年に」とあるのは 「1年に」と読み替えるものとする。

## 4 • 5 略

附則

1 略

わせなければならない。

3 法第28条第1項第3号の規定に該当する 者として職員を<u>降任または</u>免職することがで きる場合は、その職員が現に有する適格性を 必要とする他の職に転任させることができな い場合とする。

4 職員の意に反する降任<u>若しくは免職または</u> 休職の処分は、その旨を記載した書面を当該 職員に交付して行なわなければならない。

(休職の期間)

## 第4条 略

- 2 前項の場合において、休職の処分を受けた 職員が第5条第2項に規定する復職の日から 起算して1年以内に再び当該休職の処分の事 由とされた疾病と同一の疾病により休職の処 分を受けるときのその者の休職期間は、当該 復職前の休職期間を通算して3年を超えない 範囲内において休養を要する程度に応じ、 個々の場合について、任命権者が定める。こ の場合において、当該復職前の休職期間が更 新されている場合にあっては、更新前の休職 の開始の日(更新が2回以上されているとき は、最初の更新前の休職の開始の日) から休 職期間を通算するものとし、通算した期間が 3年に満たない場合においては、休職期間を 通算して3年を超えない範囲内において、こ れを更新することができる。
- 3 非常勤職員(法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)について第1項及び前項の規定を適用する場合にあっては、これらの項中「3年を」とあるのは「1年を」と、「3年に」とあるのは「1年に」と読み替えるものとする。

# 4·5 略

附則

略

- 2 町田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和33年2月町田市条例第11号) 附則 第3項及び町田市病院事業企業職員の給与の 種類及び基準に関する条例(平成20年10 月町田市条例第38号) 附則第8項の規定に よる措置は、地方公務員法第27条第2項に 規定する条例で定める事由による降給とす る。
- 3 第3条第4項の規定は、町田市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項及び町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第8項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、当該措置の適用を受ける職員には、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。